

## R8年度ケアプラン提出依頼について

### 1. 訪問回数の多いケアプランの届出

訪問回数の多いケアプランの届出とは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第18号の2に基づき、介護支援専門員が通常の利用状況からかけ離れた利用回数の生活援助を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける場合に、市町村に届け出ることです。

### 2. 区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護費の割合が高いケアプランの届出

※令和3年10月1日施行

区分支給限度基準額の利用割合や訪問介護費の割合が高いケアプランの届出とは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第18号の3に基づき、介護支援専門員が区分支給限度基準額に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、市町村に届け出ることです。

### 3. 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検とは、「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」（令和3年3月18日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長他通知）及び「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」（令和3年9月22日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）等に基づき、区分支給限度基準額に占める割合や訪問介護や通所介護など一部の居宅サービスに係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が各市町村で定める基準に該当する場合に、その居宅介護支援事業所にケアプランの提供を求め、ケアプランの点検を行うものです。

以上、3点に該当するケアプランの提出をお願いします。

（熊本県国保連合会より、該当者の情報が届きます。提出がない場合は市から連絡をさせて頂きますので、提出をお願いします。）